

① 学校給食に関する課題について

- (1) 給食費の徴収業務・管理業務について文部科学省は学校や教職員の負担を減らすため「公会計化」を指導しているが、更に進んでもう一つの方法として給食費を無料にする、いわゆる税金でまかなう公費負担の方法がある。これは子育て環境の充実及び貧困家庭の救済に寄与するものであり、加えて保護者からの徴収業務が完全になくなるという最善の政策であると考えている。給食費無料化の導入についてはどのように考えているか。
- (2) 昨年成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」により、地方公共団体は、地域の特性に応じた食品ロスの削減に関する施策を策定・実施することが定められた。学校給食ロスの現状（年間の概略発生量及び残食率など）と削減対策はどのようになっているか。
- (3) 給食アレルギー対策について
 - (イ) 食物アレルギーを有する児童生徒の実態はどうか。また、これまで事故は発生していないのか。
 - (ロ) 現在、食物アレルギーに関してどのような給食の対策を講じているのか。
- (4) 学校給食で地場産物を活用することは、農産物の生産等に携わる方々の努力や苦勞を理解し、食への感謝の念を育む上で大切なことである。現状の利用内容及び利用率はどのような状況であるか。
- (5) 学校給食の衛生管理は万全の措置を講じていると思うが、課題はあるのか。
- (6) 現在、本町ホームページや広報ながよで度々給食調理員の募集がなされているが、どの程度不足しているのか。また、給食運営に支障を来さないように給食調理員の処遇面の改善に努める必要があると考えるが、人材確保についてどのように考えているか。

② 本町の公共工事及び物品発注等について

- (1) 本町の公共工事等の発注については現在指名競争入札がほとんどであるが、公共工事の品質低下などの弊害を防止するために価格のほかに技術や品質などを評価する総合評価方式がこれまで推奨されてきた経緯がある。現在、本町ではなぜ総合評価方式は採用されていないのか。
- (2) 本町の各部課における物品発注についてはどのような発注方式を採用しているのか。
- (3) 入札妨害や架空発注などの不祥事を防止するための対策や内部牽制をどのように実施されているか。
- (4) 第4次長与町行政改革大綱に公共工事の適正化として入札・契約制度の見直しを計画されているが、これまでどのような改善を実施してきたのか。
- (5) 公共工事等に関する特別な契約として自治体間の契約があるが、高田南土地区画整理事業における本町と長崎県との契約は地方自治法に基づく「事務の委託契約」で締結されているのか。
- (6) 今年4月に民法改正が施行され、①瑕疵（かし）担保責任に関する見直し②短期消滅時効の廃止③定型約款に関する規定の新設④保証に関する見直し⑤法定利率の見直し、など大幅な改正となっている。本町業務への影響が多岐にわたると思うが、その中で、請負工事契約や売買契約に関する契約約款（契約書の書式）などについて本町の対応はどうするのか。